

投資サービス法の想定範囲(運用関係業法)

資料B-4

| | 銀行法等 | 信託業法 | | 証券投資 顧問業法 | 投資信託法 | 商品 ファンド法 | 不動産特定 共同事業法 | 保険業法 | |
|--|--|--|---|--|---|--|---|---|------------------------------------|
| | 銀行業 | 信託会社 | 指図権者 | 投資一任業者 | 投信委託業者 | 商品投資 顧問業 (注1) | 不動産特定共 同事業 (注2) | 特別勘定 | 一般勘定 |
| 運用対象 資産 | 預金 | 資産一般 | 資産一般 | 有価証券 | 有価証券、 不動産等の 特定資産 | 商品投資 (注3) | 不動産投資 (注4) | 変額保険 | 保険 |
| その他の 規制 (下線部分は 運用に関連す る部分) | 1章 総則 2章 業務 2章の2 子会社等 3章 経理 4章 監督 5章 合併分割等 6章 廃業、解散 7章 外銀支店 7章の2 株主 8章 雑則 | 1章 総則 2章 信託会社 3章 外国信託業者 4章 指図権者 5章 信託契約代理店 6章 信託受益権販売業者 7章 雑則 8章 罰則 | | 1章 総則 2章 登録 3章 業務 4章 投資一任契約に 係る業務 5章 監督 6章 証券投資顧問業協会 7章 雑則 8章 罰則 | 1編 総則 2編 投資信託 制度 1章 委託者 指図型 投資信託 2章 委託者 非指図型 投資信託 3編 投資法人 制度 | 1章 総則 2章 商品投資 販売業 3章 商品投資 顧問業 1節 許可 2節 業務 3節 監督 4章 雑則 5章 罰則 | 1章 総則 2章 許可 3章 業務 4章 監督 5章 協会 6章 雑則 7章 罰則 | 1編 総則 2編 保険会社等 3編 保険募集 1章 通則 2章 保険募集人等 3章 保険仲立人 4章 業務 5章 監督 4編 雑則 5編 罰則 | |
| 参入要件 | 免許【2条】 | 免許【3条】 | | 認可【24条】 | 認可【6条】 | 許可【30条】 | 許可【3条】 | 免許【3条】 | 免許【3条】 |
| 運用規制 | | スキヤルピングの禁 止 【29条(1)】 アームズ・レンジス ルール 【29条(1)】等 | スキヤルピングの禁 止 【66条】 アームズ・レンジス ルール 【66条】等 | スキヤルピングの禁 止 【30条の3(1)】 アームズ・レンジス・ル ール 【30条の3(1)】 等 | スキヤルピングの禁 止 【34条の3(1)】 アームズ・レンジス・ル ール 【34条の3(1)】等 | スキヤルピングの 禁 止 【42条(2)】 等 | 投機的取引 の抑制 【14条(2)】 | アームズ・レン グス・ルール 【100条の3】 等 | アームズ・レン グス・ルール 【100条の3】 等 |
| 運用に関 する規制 | 運用規制 | | | | | | | | |
| 善管注意義務 | 善管注意義務 | 善管注意義務 【28条(2)】 | 善管注意義務 | 善管注意義務 | 善管注意義務 【14条(2)】 | 善管注意義務 | 善管注意義務 | 善管注意義務 | 善管注意義務 |
| 忠実義務 | 忠実義務 | 忠実義務 【28条(1)】 | 忠実義務 【65条】 | 忠実義務 【30条の2】 | 忠実義務 【14条(1)】 | 忠実義務 【41条】 | 誠実義務 【14条(1)】 | 忠実義務 | 忠実義務 |
| 分別管理義務 | 分別管理義務 | 分別管理義務 【28条(3)】 | 信託会社の 分別管理義務 | 預託の受入の禁止 【19条】 | 分別管理義務 【4条】 | 預託の受入禁止 【40条】 | 分別管理義務 【27条】 | 分別管理義務 | 分別管理義務 |

(※) 英国・金融サービス市場法の投資物件 (investments) (別紙2) → これを含む資産の運用は金融サービス業
 そこで今回、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の一任 → 投資商品(別紙1)を含む資産の運用、を適用対象に。

(注1) 商品投資顧問業関連は経済産業省・農水省共管
 (注2) 金銭出資・金銭償還のものについては国土交通省・金融庁共管。その他は国土交通省単管。
 (注3) 商品ファンドには、①預金・・・制限無し、②CDを含むその他金融商品・・・2分の1未満、③金融デリバティブ・・・3分の1以下 組み入れ可(ガイドライン)
 (注4) 特定共同事業では、公共債、預金への余資運用可(不動産関連金融商品、一部の債券等・・・3分の1未満)